

平成 21 年 9 月 10 日

社会保険庁社会保険業務センター
総務部企画調整課

(担当) きねぶち
杵渕、鈴木

(電話直通) 03(5344)1109

報道関係者 各位

旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定による給付誤りについて

1. 概要

旧厚生年金保険法の老齢年金の受給者で、本年 8 月 13 日に年金額の再裁定が行われた方のうち一部の方について、支給停止すべき加給年金額が支給されてしまう誤りが判明した。

2. 原因

旧厚生年金保険法による年金給付に係る年金額の再裁定については、8 月から機械化可能な一部の作業を自動化するようシステムを改修したところであるが、その設計時の仕様誤りによりシステムに不具合が生じたため。

3. 影響

9 月 15 日にお支払する支給額に過払いが生じる方

20 名（一人当たり平均過払い額 約 133 万円）

なお、10 月以降にお支払する方々の支給額に影響はない。

4. 対応

対象者の方には、電話で個別にお詫びを行っている。

また、後日速やかにお詫びのお手紙を送付して正しい支払額をお知らせするとともに過払い金の返納についてお願ひすることとする。